

## 市立秋田総合病院 入院セット提供業務仕様書

令和4年10月に新病院開院を予定している、市立秋田総合病院（以下「病院」という。）の入院セットを提供する事業者（以下「運営事業者」という。）は、この仕様書の定めるところにより、その運営を行うものとする。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

市立秋田総合病院 入院セット提供業務

#### (2) 契約（貸付）期間

令和4年10月1日から令和11年3月31日まで

※この期間には、閉店に伴う原状回復に要する期間を含むものとする。

#### (3) 業務内容

病院利用者への以下サービスの提供

入院時に必要となる病衣、タオル類、紙おむつ、日用品等の患者負担となる物品（以下「入院セット」という。）を提供する。

#### (4) 営業場所等

施設名	市立秋田総合病院
所在地	秋田市川元松丘町4番30号
場所	市立秋田総合病院（別図参照）
面積	2.42㎡
1日平均患者数	令和2年度 外来患者数：1,020人、入院患者数：274人 令和3年度 外来患者数：1,035人、入院患者数：306人
職員数	852人（令和4年3月末現在、非正規職員含む）
外来休診日	土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始 （12月29日～翌年1月3日）
その他	外来診察時間：午前9時から午前11時30分、一部午後外来あり。 病棟面会時間：午後2時から午後5時

## 2 営業条件

### (1) 営業日および営業時間

営業日	平日
営業時間	外来診療日（平日）：午前8時30分から午後5時 ※ 特別な理由による休業、年末年始および連休等による休診日における営業時間の短縮については、あらかじめ病院の了承を得ること。 ※ 提案による営業日等の拡大は可とする。

### (2) 入院セット

入院セットについては、以下のとおりそれぞれ構成すること。

サービス区分	取扱商品例
Aセット	病衣類、タオル類、紙おむつ類（全日使用型）、日用品類
Bセット	病衣類、タオル類、紙おむつ類（尿路系カテーテル留置者又は軽失禁対応型）、日用品類
Cセット	病衣類、タオル類、日用品類

※各セットの詳細については、別紙1のとおりとする。

## 3 運営条件

### (1) 関係法令順守

運営に当たっては、関係法令、秋田県条例および秋田市条例等を遵守すること。

### (2) 営業許可等の申請

監督官庁への申請、届出その他店舗の営業に関して必要な一切の手続きは、全て運営事業者の責任と負担において行うこと。

### (3) 衛生管理

取扱商品に対する衛生管理に十分注意を払うとともに、問題等が発生した場合は、直ちに病院に報告のうえ、全て運営事業者の負担と責任において対処すること。

### (4) 個人情報の保護

別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。

### (5) 信用失墜行為の禁止

運営事業者は、病院の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

### (6) 責任者の配置

運営事業者は、事業を円滑に遂行するために、統括責任者を配置し、責任体制を明確にするとともに、病院との連絡および調整等を行うこと。また、運営事業者は統括責任者に次の職務を行わせること。

ア 業務従事者に対する指揮、監督および教育

イ 統括責任者の変更に際して、後任予定者を病院に通知すること。

ウ 業務従事者名簿を作成・提出すること。

(7) 業務従事者の配置

- ア 円滑な運営を実現させるために、運営事業者は業務従事者の事情により欠員が生ずることのないように、代替要員の確保等、必要な措置を講ずること。
- イ 業務従事者名簿を事前に病院に提出すること。また、健康診断書を添付するとともに、有資格者については、資格を証する書類の写しを添付すること。
- ウ 感染予防と汚染拡散防止に努めること。感染予防対策として、運営事業者の責により、業務従事者へインフルエンザワクチンを含め必要な感染症のワクチン接種を行うこと。また、業務従事者が感染症等に感染した場合には、病院に速やかに報告し病院の指示に従うこと。

(8) 業務従事者への指導教育

運営事業者は、業務従事者に対して病院内の業務であることを自覚させ、清潔感ある身なりで業務に従事させること。また、利用者に対する接客研修を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。

(9) 危機管理対応

運営事業者は自然災害や事故等に対しても予め手引書を作成するとともに消防法等に定められた避難訓練を適宜実施し、対応について万全を期すこと。

(10) 業務の引き継ぎ

運営事業者は、本事業実施の満了又は解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎ又は引渡しに配慮し、病院の必要とするものを引き渡し、運営に支障をきたすことのないようにすること。なお、引継ぎに係る一切の費用は、運営事業者が負担すること。

(11) 業務環境の整備

ア 環境整備

運営事業者は、貸付部分や施設設備等の衛生的環境と美観の保持および省資源・省エネルギーに努め、環境に配慮すること。

イ 廃棄物処理

販売商品搬入時等で発生した廃棄物は、運営事業者の負担により責任をもって回収・処理すること。

ウ 清掃

別紙「経費負担区分表」参照

エ 受変電設備の法定点検

病院において受変電設備の法定点検を実施する場合は、全館一斉停電を行うため、病院と調整のうえ協力すること。

(12) 商品の搬入・搬出

- ア 販売商品の運搬および搬入に際しては、病院が指定する駐車場所や搬入経路に従うこと。
- イ 販売商品の搬入、搬出時間および経路を明確にした書類を病院へ提出すること。
- ウ 商品の搬入および搬出にあつては、来院者等の安全に十分配慮のうえ、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこと。

#### (13) 定期報告

毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、病院に提出すること。また、この定期報告以外にも、病院から収支等の報告を求められたときは、その求めに応じること。特に、クレーム対応については、発生後速やかに病院に報告すること。

#### 4 業務実施体制

- (1) 利用方法、利用状況の確認等の業務運営に関わる事項、患者説明場所や在庫保管場所など病院設備の利用については、運営事業者決定後に協議により決定する。
- (2) 運用開始前は、病院職員への説明会を実施し、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、事業開始後は、病院からの要望を可能な限り反映すること。
- (3) 提供物品は、常に清潔なものを病院指定場所へ保管すること。保管後は、在庫確認を適宜行い、欠品等が生じないように補充を行うこと。なお、運営事業者の過失により、物品に破損等が生じた場合は、運営事業者の負担により対応すること。
- (4) 利用者との契約を締結する際は、入院セットについて十分な説明を行ったうえで、利用者と運営事業者が直接契約を締結すること。また、利用料金については、利用終了時又は月次等で利用者へ直接請求のうえ、回収すること。なお、未収金が発生した場合についても、運営事業者の責において適切に対処すること。
- (5) 利用者への入院セットの配布は、病院職員が行うが、運搬に必要な物品は、運営事業者が準備すること。
- (6) 使用済物品の回収は、全て運営事業者が行い、病棟毎に病院が指定する場所に回収ボックス等を設置すること。
- (7) リネン類の洗濯業務に関しては、病院が契約しているリネン業者へ依頼すること。
- (8) 入院時の申込み手続きおよび利用者への必要物品の受け渡し業務等については、床頭台運営事業者と連携し行うこと。
- (9) 利用者からの苦情および問い合わせ等があった場合は、迅速かつ丁寧に対応し、速やかに病院へ報告すること。

## 5 貸付条件

### (1) 貸付用途

入院セットの貸し出し

### (2) 貸付料

#### ア 貸付条件

次に掲げるもののほか、地方独立行政法人市立秋田総合病院固定資産管理規程（平成26年規程第41号。以下「固定資産管理規程」という。）に基づくものとし、賃貸借契約を締結する。

#### イ 貸付料

月額6,250円（税込）以上の額（基本貸付料）と、提案額の合算とする。

#### ウ 支払方法

貸付料は、当月分を当月末日までに病院の指定する銀行口座への振込みにより支払うこと。なお、振込手数料は、運営事業者の負担とする。

#### エ 貸付料の改定

以下のいずれかに該当するときは、貸付料を改定することができる。

(ア) 貸付物件の価格が著しく変動したとき。

(イ) 病院が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったとき。

(ウ) その他正当な理由があるとき。

## 6 経費負担

病院と運営事業者との経費負担は別紙「経費負担区分表」のとおりとする。

## 7 その他留意事項

この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、定める。

別紙1 入院セット種類

品目	詳細
病衣	成人用、小児用、妊婦用、介護着（つなぎ服）および ガウン
タオル類	バスタオル、ボディタオル、およびフェイスタオル
紙おむつ	リリーフ テープ止めタイプ（各サイズ） リリーフ パンツタイプ（各サイズ） リリーフ 尿とりパッド（4番、重ねてシート） オーバーナイト ※リリーフ：(株)花王製 ※オーバーナイト：白十字(株)
排泄ケア用品	ソフティ 保護オイル ソフティ 泡洗浄 ※(株)花王製
口腔ケア用品	歯ブラシ 歯磨き粉（歯ブラシと別） 入れ歯ケース 入れ歯洗浄剤 マウススポンジ マウスウォッシュ 歯磨きティッシュ 口腔ジェル（保湿・湿潤ジェル）
フタ付きコップ	
吸い飲み	
食事用エプロン	使い捨て
箸	
スプーン	
フォーク	
ガーグルベース	使い捨て
ボックスティッシュ	
ウエットティッシュ	
綿棒	
くし	
ヘアゴム	
保湿ローション	

品目	詳細
ドライシャンプー	
ボディソープ	
リンスインシャンプー	
ミトン (クリーニング付)	

別紙2 経費負担区分表

項目	病院	事業者	備考
光熱水費	●		電気、上下水道に係る料金
業務用電話設置費	●		電話・FAX・インターネット等の回線開設、使用料金
販促関連設備		●	看板等
什器備品費		●	業務で使用する什器備品等
日常清掃費	●		毎日行うカウンター、イス、テーブル等の清掃費
防虫・防鼠費	●		害虫駆除のみ病院が年6回実施
塵芥処理費	●		ゴミ処理費
施設設備および物件に係る公租公課	●		固定資産税等の公租公課、保険料等
諸官庁手数料		●	営業許可に関する経費
その他諸経費		●	消耗品費、広告宣伝費、通信および電話料金、従業員に関する費用等